

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---------|------------------|---------|------------------|
| 別表第3 | | 別表第3 | |
| 職名 | 報酬額 | 職名 | 報酬額 |
| —略— | —略— | —略— | —略— |
| 選挙長 | 同 <u>10,600円</u> | 選挙長 | 同 <u>10,800円</u> |
| 選挙分会長 | 同 <u>10,600円</u> | 選挙分会長 | 同 <u>10,800円</u> |
| 選挙立会人 | 同 <u>8,800円</u> | 選挙立会人 | 同 <u>8,900円</u> |
| 審査分会長 | 同 <u>10,600円</u> | 審査分会長 | 同 <u>10,800円</u> |
| 審査分会立会人 | 同 <u>8,800円</u> | 審査分会立会人 | 同 <u>8,900円</u> |
| —略— | —略— | —略— | —略— |

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課</u>、健康福祉部健康福祉企画課、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2) <u>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課</u>、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽(そ)、ブルセラ病、結核病、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにあつては、人事委員会規則で定めるものに限る。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第14条に定める感染症（以下「家畜伝染病等」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病等の患畜若しくは家畜伝染病等の疑いのある患畜の診断又は家畜伝染病等の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(3) <u>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課</u>、衛生研究所、農林水産部</p> | <p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>防災くらし安心部食品安全衛生課</u>、健康福祉部健康福祉企画課、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2) <u>防災くらし安心部食品安全衛生課</u>、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽(そ)、ブルセラ病、結核病、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにあつては、人事委員会規則で定めるものに限る。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第14条に定める感染症（以下「家畜伝染病等」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病等の患畜若しくは家畜伝染病等の疑いのある患畜の診断又は家畜伝染病等の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(3) <u>防災くらし安心部食品安全衛生課</u>、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁</p> |

畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄(てい)疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

2 一略一

（野犬捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第6条の2 野犬捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課及び総合支庁に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき野犬を捕獲し、又は処分する作業に従事したときに支給する。

2 一略一

（坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第6条の6 坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 一略一

(2) 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課、農林水産部農村整備課及び林業振興課、県土整備部、会計局工事検査課並びに総合支庁に勤務する職員が、掘削中のトンネル又は集水井の坑内で調査、検査又は監督の業務（集水井の坑内で行うものにあつては、地表下5メートル以上の深所において行うものに限る。）に従事したとき。

2 一略一

（公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所及び総合支庁に勤務する職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)～(3) 一略一

2及び3 一略一

（警察職員の特殊勤務手当）

第14条 一略一

2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の

に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄(てい)疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

2 一略一

（野犬捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第6条の2 野犬捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、防災くらし安心部食品安全衛生課及び総合支庁に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき野犬を捕獲し、又は処分する作業に従事したときに支給する。

2 一略一

（坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第6条の6 坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 一略一

(2) 防災くらし安心部消防救急課、農林水産部農村整備課及び森林ノミクス推進課、県土整備部、会計局工事検査課並びに総合支庁に勤務する職員が、掘削中のトンネル又は集水井の坑内で調査、検査又は監督の業務（集水井の坑内で行うものにあつては、地表下5メートル以上の深所において行うものに限る。）に従事したとき。

2 一略一

（公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)～(3) 一略一

2及び3 一略一

（警察職員の特殊勤務手当）

第14条 一略一

2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の

種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

| 手当の種類 | 支給対象作業等 | 手当額 |
|---------------|--|----------|
| (1)～(14) | －略－ | |
| (15) 警衛警護作業手当 | イ 警察職員が天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身辺の警衛に従事した場合 | 同 1,150円 |
| | ロ －略－ | |
| (16) | －略－ | |

(特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当)

第15条 －略－

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) －略－

(4) 前項第4号の業務 3,600円

種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

| 手当の種類 | 支給対象作業等 | 手当額 |
|---------------|--|----------|
| (1)～(14) | －略－ | |
| (15) 警衛警護作業手当 | イ 警察職員が天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇太子、皇太子妃、皇太子妃若しくは皇太子妃の身辺の警衛に従事した場合 | 同 1,150円 |
| | ロ －略－ | |
| (16) | －略－ | |

(特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当)

第15条 －略－

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) －略－

(4) 前項第4号の業務 2,700円

山形県県税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条関係（山形県県税条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| （自動車取得税の申告納付） | （自動車取得税の申告納付） |
| 第117条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。 | 第117条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。 |
| （1）及び（2） - 略 - | （1）及び（2） - 略 - |
| （3） 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時） | （3） 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時） |
| （4） - 略 - | （4） - 略 - |
| 2 及び 3 - 略 - | 2 及び 3 - 略 - |
| 附 則 | 附 則 |
| （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除） | （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除） |
| 第5条の4 - 略 - | 第5条の4 - 略 - |
| 第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度 | 第5条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度 |

額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) - 略 -

2 - 略 -

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 - 略 -

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第34条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者

額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) - 略 -

2 - 略 -

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 - 略 -

第5条の6 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第34条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第38条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2 及び 3 - 略 -

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第7条 - 略 -

第7条の2 - 略 -

第7条の3 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条 - 略 -

2 及び 3 - 略 -

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第10条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義

が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第38条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2 及び 3 - 略 -

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第7条 - 略 -

第7条の2 - 略 -

第7条の3 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条 - 略 -

2 及び 3 - 略 -

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第10条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義

務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) - 略 -

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項で定める日（同条第3項に規定する事業につき、同項に規定する事情があるときは、同項に定める日）までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3～8 - 略 -

（県民税の法人税割の税率の特例）

務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) - 略 -

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項で定める日（同条第3項に規定する事業につき、同項に規定する事情があるときは、同項に定める日）までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3～8 - 略 -

（県民税の法人税割の税率の特例）

| | |
|---|---|
| <p>第13条 昭和52年2月1日から平成34年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第42条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> | <p>第13条 昭和52年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第42条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> |
| <p>第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> | <p>第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> |
| <p>第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成32年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。</p> <p>2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢</p> | <p>第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和2年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。</p> <p>2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢</p> |

者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築を平成33年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第14条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第71条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 - 略 -

第14条の2 - 略 -

（不動産取得税の減額等）

第14条の3 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 - 略 -

者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第14条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第71条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 - 略 -

第14条の2 - 略 -

（不動産取得税の減額等）

第14条の3 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 - 略 -

- 3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの用に供する土地の取得を平成33年3月31日までにした場合における第77条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。
- 4 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項及び第6項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第2項に規定するもの（以下この項及び第6項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建
- 3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの用に供する土地の取得を令和3年3月31日までにした場合における第77条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。
- 4 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項及び第6項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第2項に規定するもの（以下この項及び第6項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建

物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第70条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 - 略 -

6 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

7 - 略 -

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第14条の4 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第

物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第70条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 - 略 -

6 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

7 - 略 -

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第14条の4 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第

3 項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第68条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 - 略 -

3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間において、第80条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第80条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

4 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間において、法第73条の14第6項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第8項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第9項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときは、これらの規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、それぞれ、法附則第11条の5第3項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定の定めるところによる。

(自動車取得税の税率の特例)

3 項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第68条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 - 略 -

3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第80条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第80条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

4 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において、法第73条の14第6項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第8項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第9項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときは、これらの規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、それぞれ、法附則第11条の5第3項の規定により読み替えて適用されるこれらの規定の定めるところによる。

(自動車取得税の税率の特例)

第15条の2の2 - 略 -

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限り、)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限り。))をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

3 次に掲げる自動車(初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

4 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するものに限り、)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が

第15条の2の2 - 略 -

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限り、)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限り。))をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

3 次に掲げる自動車(初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

4 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するものに限り、)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が

平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

5 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)~(3) - 略 -

6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

8 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は附則第

令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

5 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)~(3) - 略 -

6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

8 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は附則第

15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

(自動車取得税の免税点の特例)

第15条の2の2の2 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第115条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第15条の2の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)~(8) - 略 -

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)~(5) - 略 -

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)~(4) - 略 -

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたと

15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)及び(2) - 略 -

(自動車取得税の免税点の特例)

第15条の2の2の2 自動車の取得が令和元年9月30日までに行われた場合における第115条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第15条の2の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)~(8) - 略 -

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)~(5) - 略 -

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)~(4) - 略 -

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたと

きに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)～(5) - 略 -

5 次に掲げる自動車(以下この項において「第5種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) - 略 -

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項及び第8項において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) - 略 -

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第15条の2の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」

きに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)～(5) - 略 -

5 次に掲げる自動車(以下この項において「第5種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) - 略 -

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項及び第8項において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) - 略 -

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第15条の2の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」

とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) - 略 -

8 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障がい者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)及び(3) - 略 -

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) - 略 -

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る

とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) - 略 -

8 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障がい者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)及び(3) - 略 -

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) - 略 -

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る

保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) - 略 -

12 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 - 略 -

(自動車取得税の非課税の範囲)

第15条の2の2の4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になつている地域における交通手

保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)~(3) - 略 -

12 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 - 略 -

(自動車取得税の非課税の範囲)

第15条の2の2の4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になつている地域における交通手

段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第111条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第15条の2の3 平成33年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(1)~(5) - 略 -

2及び3 - 略 -

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成33年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)~(3) - 略 -

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、平成33年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(狩猟税の課税免除)

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第111条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第15条の2の3 令和3年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(1)~(5) - 略 -

2及び3 - 略 -

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和3年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)~(3) - 略 -

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令和3年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(狩猟税の課税免除)

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

ための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われた場合には、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われたときは、第192条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

3 - 略 -

（狩猟税の税率の特例）

第19条の2 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率

ための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第192条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

3 - 略 -

（狩猟税の税率の特例）

第19条の2 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率

に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 - 略 -

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| - 略 - | | |
|---------------|-----------------------|---|
| 附則第5条の4第1項第3号 | 租税特別措置法第41条、第41条の2の2、 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法 |
| 附則第5条の4の2第1項 | 租税特別措置法第41条又は第41条の2の2 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 |

に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 - 略 -

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| - 略 - | | |
|---------------|-----------------------|---|
| 附則第5条の4第1項第3号 | 租税特別措置法第41条、第41条の2の2、 | 震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法 |
| 附則第5条の4の2第1項 | 租税特別措置法第41条又は第41条の2の2 | 震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特 |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | | 律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2 |
| 附則第5条の4の2第1項第1号 | 租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで又は第41条の2 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2 |
| 附則第5条の4の2第1項第2号 | 租税特別措置法第41条、第41条の2、 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | | 別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2 |
| 附則第5条の4の2第1項第1号 | 租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで又は第41条の2 | 震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2 |
| 附則第5条の4の2第1項第2号 | 租税特別措置法第41条、第41条の2、 | 震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 適用される租 税特別措置法 第41条、同項 の規定により 適用される租 税特別措置法 第41条の2の 2若しくは租 税特別措置法 |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | される租税特 別措置法第41 条の2の2若 しくは租税特 別措置法 |
|--|--|---|

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

| | | |
|-----------------------|--------------|---|
| 附則第5条の 4第1項第1 号 | 又は第41条の 2 | 若しくは第41 条の2又は東 日本大震災の 被災者等に係 る国税関係法 律の臨時特例 に関する法律 (平成23年法 律第29号)第 13条第3項若 しくは第4項 若しくは第13 条の2第1 項、第2項若 しくは第5項 から第8項ま で |
| | - 略 - | |
| | これらの規定 | 租税特別措置 法第41条第2 項から第4項 まで若しくは 第41条の2又 は東日本大震 災の被災者等 に係る国税関 |

| | | |
|-----------------------|--------------|---|
| 附則第5条の 4第1項第1 号 | 又は第41条の 2 | 若しくは第41 条の2又は東 日本大震災の 被災者等に係 る国税関係法 律の臨時特例 に関する法律 (平成23年法 律第29号)第 13条第3項若 しくは第4項 若しくは第13 条の2第1 項、第2項若 しくは第5項 から第9項ま で |
| | - 略 - | |
| | これらの規定 | 租税特別措置 法第41条第2 項から第4項 まで若しくは 第41条の2又 は東日本大震 災の被災者等 に係る国税関 |

| | | |
|-----------------|----------|--|
| | | 係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項までの規定 |
| | - 略 - | |
| 附則第5条の4の2第1項第1号 | 又は第41条の2 | 若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項まで |

| | | |
|-----------------|----------|--|
| | | 係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第9項までの規定 |
| | - 略 - | |
| 附則第5条の4の2第1項第1号 | 又は第41条の2 | 若しくは第41条の2又は震災特例法第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第9項まで |

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）

第22条の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第36条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）

第22条の2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第36条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事

故による災害に係る対象区域内自動車の用途廃止等前に取得した他の自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第25条 法附則第52条第2項第1号に規定する自動車持出困難区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第111条第2項に規定する自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第112条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年9月30日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 及び 3 - 略 -

故による災害に係る対象区域内自動車の用途廃止等前に取得した他の自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第25条 法附則第52条第2項第1号に規定する自動車持出困難区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第111条第2項に規定する自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第112条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和元年9月30日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 及び 3 - 略 -

第2条関係(山形県県税条例の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| (個人の県民税の賦課徴収) 第37条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。 2 知事は、市町村が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助を行なうものとする。 (個人の県民税に係る徴収金の支払の方法) 第38条 市町村が法第42条第3項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によつて県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込む | (個人の県民税の賦課徴収) 第37条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法第739条の5の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行なうものとする。 2 知事は、市町村が前項の規定により行う個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。 (個人の県民税に係る徴収金の支払の方法) 第38条 市町村が法第739条の4第2項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によつて県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い |

ものとする。
(個人¹の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第38条の3 法第45条の3の2第1項に規定する給与所得者(以下この条において「給与所得者」という。)のうち法第317条の3の2第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の2第1項の規定による扶養親族に関する申告書を、同項に規定する給与支払者(以下この条において「給与支払者」という。)を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第317条の3の2第2項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第2項の規定による扶養親族の異動に関する申告書を、給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 - 略 -
(個人¹の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第38条の4 法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)のうち法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の3第1項の規定による扶養親族に関する申告書を、同項に規定する公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 - 略 -
(法人の事業税の税率等)

第54条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次
に掲げる金額の合計額

込むものとする。
(個人¹の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第38条の3 法第45条の3の2第1項に規定する給与所得者(以下この条において「給与所得者」という。)のうち法第317条の3の2第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する給与支払者(以下この条において「給与支払者」という。)を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第317条の3の2第2項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第2項に規定する異動の内容その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第2条の3の3第2項に規定する事項を記載した申告書を、給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 - 略 -
(個人¹の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第38条の4 法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)のうち法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の3の3第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 - 略 -
(法人の事業税の税率等)

第54条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次
に掲げる金額の合計額

イ及びロ - 略 -

八 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

| | |
|---------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の1.9 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 100分の2.7 |
| 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額 | 100分の3.6 |

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

| | |
|-------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の5 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の6.6 |

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

| | |
|---------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の5 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 100分の7.3 |
| 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額 | 100分の9.6 |

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ - 略 -

八 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて

イ及びロ - 略 -

八 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

| | |
|---------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の0.4 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 100分の0.7 |
| 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額 | 100分の1 |

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

| | |
|-------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の3.5 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の4.9 |

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

| | |
|---------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の3.5 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 100分の5.3 |
| 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額 | 100分の7 |

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ - 略 -

八 各事業年度の所得に100分の1を乗じて

得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第64条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第6条の7に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

2及び3 - 略 -

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第80条の6 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業(それぞれ同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。))が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。次項において同じ。)の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(これらの土地について土地改良法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に規定する土地改良事業を実施する場合にあつては、当該5年を経過する日において規則で定める要件に該当する場合に限り、当該土地改

得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第64条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、施行規則第6条の7に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

2及び3 - 略 -

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第80条の6 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この条において「農地中間管理機構」という。)が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1号に掲げる事業(同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。))が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この条において「農地売買事業」という。)の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(これらの土地について土地改良法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げる土地改良事業を実施する場合には、当該5年を経過する日において規則で定める要件に該当する場合に限り、当該土地改良事業の完了の日以後1年を経過した日まで)に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7

良事業の完了の日以後1年を経過した日まで)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 第80条の4第2項から第7項までの規定は、農地利用集積円滑化団体等が農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業の実施により前項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、これらの規定中「当該取得の日から2年以内」とあるのは「第80条の6第1項に規定する期間内」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該農地利用集積円滑化団体等」と読み替えるものとする。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第89条 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20(第3号に掲げる利用にあつては、100分の50)以上軽減した額で定められている場合は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) - 略 -

(2) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民体育大会に準じて取り扱うことが適当である競技会として規則で定めるものに参加するプロゴルファー以外の選手が当該競技会の競技として行う利用

(3) - 略 -

2及び3 - 略 -

(環境性能割の税率)

第135条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、

条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 第80条の4第2項から第7項までの規定は、農地中間管理機構が農地売買事業の実施により前項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、これらの規定中「当該取得の日から2年以内」とあるのは「第80条の6第1項に規定する期間内」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該農地中間管理機構」と読み替えるものとする。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第89条 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20(第3号に掲げる利用にあつては、100分の50)以上軽減した額で定められている場合は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) - 略 -

(2) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民スポーツ大会に準じて取り扱うことが適当である競技会として規則で定めるものに参加するプロゴルファー以外の選手が当該競技会の競技として行う利用

(3) - 略 -

2及び3 - 略 -

(環境性能割の税率)

第135条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、

法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第8項に規定するもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第9項に規定するもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) 法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項

□ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) - 略 -

八 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

八 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

三 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えない

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) - 略 -

三 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) - 略 -

こと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第12項に規定する

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安

もの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) - 略 -

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕

(ロ) - 略 -

三 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) - 略 -

(削る)

三 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) - 略 -

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) - 略 -

八 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) - 略 -

も該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えない

こと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(削る)

(ロ) - 略 -

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに

(2) 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) - 略 -

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(イ) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) - 略 -

ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

3 - 略 -

4 第1項(第1号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イに係る部分に限る。)の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第20項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第21項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車に

も該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) - 略 -

(削る)

ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(イ)及び(ロ) - 略 -

3 - 略 -

4 第1項(第1号イから八までに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イから八までに係る部分に限る。)の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定

ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------------------|--|--|
| 第 1 項 第 1 号 イ(八) | 基準エネルギー消費効率であつて平成 32 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成 32 年度基準エネルギー消費効率」という。) | 法第 149 条第 2 項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成 22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成 22 年度基準エネルギー消費効率」という。) |
| 第 1 項 第 1 号 ロ(八) | 基準エネルギー消費効率であつて平成 27 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」という。) | 平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 144 |
| 第 2 項 | 平成 27 年度 | 平成 22 年度基準工 |

している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------------------|--|--|
| 第 1 項 第 1 号 イ(ロ) | 同条第 5 号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。) | 法第 149 条第 2 項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成 22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成 22 年度基準エネルギー消費効率」という。) |
| 第 1 項 第 1 号 ロ(ロ) | 平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 | 平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 165 |
| 第 1 項 第 1 号 ハ(ロ) | 基準エネルギー消費効率であつて平成 27 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」という。) | 平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 144 |
| 第 2 項 | 平成 27 年度基 | 平成 22 年度基準工 |

| | | |
|-------|-------------|-----------|
| 第 1 号 | 基準エネルギー消費効率 | エネルギー消費効率 |
| イ(八) | に100分の138 | |
| | 率に100分の110 | |

(環境性能割の申告納付)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) - 略 -

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号及び第140条第1項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

(3)及び(4) - 略 -

2 - 略 -

(環境性能割の市町村に対する交付)

第135条の13 県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令第44条の7で定める率を乗じて得た額の100分の65に相当する額を、施行令第44条の8で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道(当該

| | | |
|-------|-------------------|-------------------|
| 第 1 号 | 準エネルギー消費効率 | エネルギー消費効率 |
| イ(ロ) | に100分の138 | |
| | 100分の110 | |
| 第 2 項 | 平成32年度基準エネルギー消費効率 | 平成22年度基準エネルギー消費効率 |
| 第 1 号 | に100分の150を乗じて得た数値 | |
| ロ(ロ) | | |
| 第 2 項 | 平成27年度基準エネルギー消費効率 | 平成22年度基準エネルギー消費効率 |
| 第 1 号 | に100分の138 | |
| ハ(ロ) | 100分の110 | |

(環境性能割の申告納付)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) - 略 -

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号、第3項及び第140条第1項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

(3)及び(4) - 略 -

2 - 略 -

3 環境性能割の納税義務者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(法第761条に規定する地方税共同機構をいう。第139条の5において同じ。)を経由して新規登録又は移転登録の申請に係る申告を行う場合には、前2項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該申告をする際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(環境性能割の市町村に対する交付)

第135条の13 県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令第44条の7で定める率を乗じて得た額の100分の47に相当する額を、施行令第44条の8で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道(当該

市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第9条の8に規定するものを除く。)の延長及び面積に按分して交付する。
(種別割の税率)

第136条 次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | | 税率(年額) | |
|--|--|------------|-------------|
| | | 営業用 | 自家用 |
| 1 乗用車 三輪 小型自動車 自動車をいう。以下同じ。) | 総排気量(ロータリー・エンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にロータリー(数を乗じて得た数値の100分の150に相当する数値とする。以下同じ。)が1リットル以下のもの又は電気型自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。)) | 円 7,500 | 円 29,500 |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 8,500 | 34,500 |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 9,500 | 39,500 |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 13,800 | 45,000 |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 15,700 | 51,000 |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 17,900 | 58,000 |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 20,500 | 66,500 |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 23,600 | 76,500 |
| | 総排気量が4.5リットルを超え5リットル以下のもの | | |

市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第9条の8に規定するものを除く。)の延長及び面積に按分して交付する。
(種別割の税率)

第136条 次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | | 税率(年額) | |
|--|--|------------|-------------|
| | | 営業用 | 自家用 |
| 1 乗用車 三輪 小型自動車 自動車をいう。以下同じ。) | 総排気量(ロータリー・エンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にロータリー(数を乗じて得た数値の100分の150に相当する数値とする。以下同じ。)が1リットル以下のもの又は電気型自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。)) | 円 7,500 | 円 25,000 |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 8,500 | 30,500 |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 9,500 | 36,000 |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 13,800 | 43,500 |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 15,700 | 50,000 |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 17,900 | 57,000 |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 20,500 | 65,500 |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 23,600 | 75,500 |
| | 総排気量が4.5リットルを超え5リットル以下のもの | | |

| | | | | | |
|-------|---------------------------|---------------------|-------------|--------|--------|
| | 以下のもの | | | | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 27,200 | 88,000 | | |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 40,700 | 111,000 | 0 | |
| - 略 - | | | | | |
| 3 | - 略 - | | | | |
| バス | (2) 一般乗合用バス以外のバス | 乗車定員が30人以下のもの | 26,500 | 33,000 | |
| | | 乗車定員が30人を超え40人以下のもの | 32,000 | 41,000 | |
| | | 乗車定員が40人を超え50人以下のもの | 38,000 | 49,000 | |
| | | 乗車定員が50人を超え60人以下のもの | 44,000 | 57,000 | |
| | | 乗車定員が60人を超え70人以下のもの | 50,500 | 65,500 | |
| | | 乗車定員が70人を超え80人以下のもの | 57,000 | 74,000 | |
| | | 乗車定員が80人を超えるもの | 64,000 | 83,000 | |
| | | - 略 - | | | |
| 6 | - 略 - | | | | |
| 特種用途車 | (3) キャンピングカー | 原動機を用いないもの | 普通自動車に属するもの | 7,500 | 10,400 |
| | | | 小型自動車に属するもの | 3,900 | 5,300 |
| | | その他のもの | 普通自動車に属するもの | 25,400 | / |
| | | | 小型自動車に属するもの | 18,200 | |
| | 総排気量が1リットル | | | 23,600 | |

| | | | | | |
|-------|---------------------------|---------------------|-------------|--------|--------|
| | 以下のもの | | | | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 27,200 | 87,000 | | |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 40,700 | 110,000 | 0 | |
| - 略 - | | | | | |
| 3 | - 略 - | | | | |
| バス | (2) その他のバス | 乗車定員が30人以下のもの | 26,500 | 33,000 | |
| | | 乗車定員が30人を超え40人以下のもの | 32,000 | 41,000 | |
| | | 乗車定員が40人を超え50人以下のもの | 38,000 | 49,000 | |
| | | 乗車定員が50人を超え60人以下のもの | 44,000 | 57,000 | |
| | | 乗車定員が60人を超え70人以下のもの | 50,500 | 65,500 | |
| | | 乗車定員が70人を超え80人以下のもの | 57,000 | 74,000 | |
| | | 乗車定員が80人を超えるもの | 64,000 | 83,000 | |
| | | - 略 - | | | |
| 6 | - 略 - | | | | |
| 特種用途車 | (3) キャンピングカー | 原動機を用いないもの | 普通自動車に属するもの | 7,500 | 10,400 |
| | | | 小型自動車に属するもの | 3,900 | 5,300 |
| | | その他のもの | 普通自動車に属するもの | 25,400 | / |
| | | | 小型自動車に属するもの | 18,200 | |
| | 総排気量が1リットル | | | 20,000 | |

| | | |
|--|---------------------------|--------|
| | トル以下のもの又は電気自動車 | |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 27,600 |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 31,600 |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 36,000 |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 40,800 |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 46,400 |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 53,200 |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リッ | 61,200 |

| | | |
|--|---------------------------|--------|
| | トル以下のもの又は電気自動車 | |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 24,400 |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 28,800 |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 34,800 |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 40,000 |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 45,600 |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 52,400 |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リッ | 60,400 |

| | | |
|-------|---------------------------|--------|
| | トル以下のもの | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 70,400 |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 88,800 |
| - 略 - | | |

| | | |
|-------|---------------------------|--------|
| | トル以下のもの | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 69,600 |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 88,000 |
| - 略 - | | |

(種別割の徴収の方法の特例)

第139条の5 種別割の納税者が法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して新規登録の申請に係る申告を行うときは、第139条第2項及び第5項の規定にかかわらず、当該新規登録の申請に係る自動車に係る種別割の徴収については、施行規則第9条の16に規定する方法による。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

| | |
|-------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の6.6 |
|-------------------------|----------|

とあるのは

| | |
|--------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | 100分の6.6 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | 100分の7.9 |

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第54条第1項第2号中

| | |
|-------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の4.9 |
|-------------------------|----------|

とあるのは

| | |
|--------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | 100分の4.9 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | 100分の5.7 |

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7)」とする。

(自動車税の環境性能割の非課税の範囲)

第15条の2の5の2 道路運送法第3条第1号イ
に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営
する者が、輸送人員の減少等により路線の運行
の維持が困難になつている地域における交通手
段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付
する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを
運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31
日における2以上の市町村の区域にわたる路線
で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定し
たものの運行の用に供する一般乗合用のバスを
取得した場合には、当該取得が令和3年3月31
日までに行われたときに限り、第132条第1項の
規定にかかわらず、当該自動車に対しては、自
動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の5の3 知事は、当分の間、自動車
税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第
135条の3第1項又は第2項(これらの規定を同
条第4項において準用する場合を含む。以下こ
の項において同じ。)に規定する窒素酸化物の
排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネル
ギー消費効率についての基準(以下この項にお
いて「窒素酸化物排出量等基準」という。)に
つき同条第1項又は第2項の規定の適用を受け
る自動車(以下この項において「低排出ガス車」
という。)に該当するかどうかの判断をする
ときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国
土交通大臣が行つた自動車についての認定又は
評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づ
き自動車が窒素酸化物排出量等基準につき低排
出ガス車に該当するかどうかの判断をすること
が適当であるものとして施行規則附則第4条の
10に規定するものをいう。次項において同じ。)
に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環
境性能割の額について不足額があることを第
135条の6第1項の納期限(納期限の延長があつ
たときは、その延長された納期限)後において
知つた場合において、当該事実が生じた原因が、
国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りそ
の他不正の手段(当該申請をした者に当該申請
に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽
りその他不正の手段を含む。)により国土交通
大臣の認定等を受けたことを事由として国土交

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第15条の2の6 - 略 -

通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の2の6 - 略 -

2 自家用の乗用車に対する第135条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第15条の2の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第132条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第15条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3

条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）又はバス（同条第9項に規定するものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定

するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とす

る。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則附則第4条の11第15項

に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第135条の6第1項の規定により提出される申告書に、当該自動車の取得に

(自動車税の種別割の税率の特例)

第15条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。)並びに一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原動機を用いないものに限る。)を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の第132条の2第3項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第135条の3第1項第2号に規定する軽

つき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第15条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次項第3号及び次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。以下この条及び次条において同じ。))、一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原動機を用いないものに限る。)を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 第135条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第135条の3第1項第3号に規定する軽

油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

| 自動車の種類等 | | 税率（年額） | | |
|------------------------------|---------------------------|---------------------|-------------|--------|
| | | 営業用 | 自家用 | |
| 1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。） | 総排気量が1リットル以下のもの | 円 8,600 | 円 33,900 | |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 9,700 | 39,600 | |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 10,900 | 45,400 | |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 15,800 | 51,700 | |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 18,000 | 58,600 | |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 20,500 | 66,700 | |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 23,500 | 76,400 | |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 27,100 | 87,900 | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 31,200 | 101,200 | |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 46,800 | 127,600 | |
| 2 トラック | 最大積載量が1トン以下のもの | 7,100 | 8,800 | |
| - 略 - | | | | |
| 3 バス | - 略 - | | | |
| | (2) | 乗車定員が30人以下のもの | 29,100 | 36,300 |
| | その他 | 乗車定員が30人を超え40人以下のもの | 35,200 | 45,100 |

油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

| 自動車の種類等 | | 税率（年額） | | |
|------------------------------|---------------------------|---------------------|------------|--------|
| | | 営業用 | 自家用 | |
| 1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。） | 総排気量が1リットル以下のもの | 円 8,600 | | |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 9,700 | | |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 10,900 | | |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 15,800 | | |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 18,000 | | |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 20,500 | | |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 23,500 | | |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 27,100 | | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 31,200 | | |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 46,800 | | |
| 2 トラック | 最大積載量が1トン以下のもの | 7,100 | 円 8,800 | |
| - 略 - | | | | |
| 3 バス | - 略 - | | | |
| | (2) | 乗車定員が30人以下のもの | 29,100 | 36,300 |
| | その他 | 乗車定員が30人を超え40人以下のもの | 35,200 | 45,100 |

| | | | |
|-------|---------------------|--------|--------|
| | 乗車定員が40人を超え50人以下のもの | 41,800 | 53,900 |
| | 乗車定員が50人を超え60人以下のもの | 48,400 | 62,700 |
| | 乗車定員が60人を超え70人以下のもの | 55,500 | 72,000 |
| | 乗車定員が70人を超え80人以下のもの | 62,700 | 81,400 |
| | 乗車定員が80人を超えるもの | 70,400 | 91,300 |
| - 略 - | | | |

| | | | |
|-------|---------------------|--------|--------|
| | 乗車定員が40人を超え50人以下のもの | 41,800 | 53,900 |
| | 乗車定員が50人を超え60人以下のもの | 48,400 | 62,700 |
| | 乗車定員が60人を超え70人以下のもの | 55,500 | 72,000 |
| | 乗車定員が70人を超え80人以下のもの | 62,700 | 81,400 |
| | 乗車定員が80人を超えるもの | 70,400 | 91,300 |
| - 略 - | | | |

2. 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ(1)aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量

が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第7項に規定するものをいう。)

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同(イ) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同イ(ロ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(イ) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同(イ) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、第135条の3第1項第

3号イ(イ) aに規定する平成30年輕油輕中量車基準又は同(イ) bに規定する平成21年輕油輕中量車基準に適合する乗用車

| 自動車の種類等 | | 税率(年額) | | |
|---------|-----------------------------|----------------------|--------|-------|
| | | 営業用 | 自家用 | |
| 1 | 乗用車(三輪自動車) | 円 | 円 | |
| | 総排気量が1リットル以下のもの又は電 | 2,000 | 6,500 | |
| | 輪の総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 2,500 | 8,000 | |
| | 小型自動車に属するものを除く。) | 2,500 | 9,000 | |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 3,500 | 11,000 | |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 4,000 | 12,500 | |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 4,500 | 14,500 | |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 5,500 | 16,500 | |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 6,000 | 19,000 | |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 7,000 | 22,000 | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 10,500 | 27,500 | |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | | | |
| | 2 | トラック | 2,000 | 2,000 |
| | ク | 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの | 2,500 | 3,000 |
| | | 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの | 3,000 | 4,000 |
| | | 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの | 4,000 | 5,500 |

| | | | |
|----------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| もの | | | |
| 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの | | 5,000 | 6,500 |
| もの | | | |
| 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの | | 5,500 | 7,500 |
| もの | | | |
| 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの | | 6,500 | 9,000 |
| もの | | | |
| 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの | | 7,500 | 10,500 |
| 最大積載量が8トンを超えるもの | | 7,500 | 10,500 |
| | | 円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごと | 円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごと |
| | | 1,200円を加算した額 | 1,600円を加算した額 |
| 最大乗車定員が4人以上のもの | 総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車 | 最大積載量に応じた年額に1,000円を加算した額 | 最大積載量に応じた年額に1,300円を加算した額 |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 最大積載量に応じた年額に1,200円を加算した額 | 最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額 |
| | 総排気量が1.5リットル | 最大積載量 | 最大積載量 |

| | | を超えるもの | 応じた 年額に 1,600 円を加 算した 額 | 応じた 年額に 2,000 円を加 算した 額 |
|---|--------------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 3 | バス | (1) 乗車定員が30 人以下のもの | 3,000 | 3,000 |
| | 一般 | 乗車定員が30 人を超え40人 以下のもの | 4,000 | 4,000 |
| | 乗合 用バス 及び 通学又 は通園 用バス | 乗車定員が40 人を超え50人 以下のもの | 4,500 | 4,500 |
| | | 乗車定員が50 人を超え60人 以下のもの | 5,000 | 5,000 |
| | | 乗車定員が60 人を超え70人 以下のもの | 6,000 | 6,000 |
| | | 乗車定員が70 人を超え80人 以下のもの | 6,500 | 6,500 |
| | | 乗車定員が80 人を超えるもの | 7,500 | 7,500 |
| | (2) | 乗車定員が30 人以下のもの | 7,000 | 8,500 |
| | その 他の バス | 乗車定員が30 人を超え40人 以下のもの | 8,000 | 10,500 |
| | | 乗車定員が40 人を超え50人 以下のもの | 9,500 | 12,500 |
| | | 乗車定員が50 人を超え60人 以下のもの | 11,000 | 14,500 |
| | | 乗車定員が60 人を超え70人 以下のもの | 13,000 | 16,500 |
| | | 乗車定員が70 人を超え80人 以下のもの | 14,500 | 18,500 |
| | | 乗車定員が80 人を超えるもの | 16,000 | 21,000 |

| | | | | |
|-------|-----------------|--------------------------------|-------|-------|
| | | 人を超えるもの | | |
| 4 | 三輪の小型自動車 | | 1,500 | 1,500 |
| 5 | けん引の小型自動車に属するもの | | 2,000 | 3,000 |
| | 普通自動車に属するもの | | 4,000 | 5,500 |
| 6 | (1) 普通自動車に属するもの | | 3,500 | 4,000 |
| 特殊用途車 | 霊柩車 | 小型自動車に属するもの | 1,500 | 2,000 |
| | | | | |
| | (2) 普通自動車に属するもの | | 3,500 | 4,000 |
| | | ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いているもの | 1,500 | 2,000 |
| | (3) 普通自動車に属するもの | キャブ | 6,500 | |
| | | ノンピニングカー | 5,000 | |
| | | (総排気量が1リットル以下のもので又は電気を動力とするもの) | | 5,000 |
| | | (総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの) | | 6,500 |
| | | (総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの) | | 7,500 |
| | | (総排気量が2リットルを超 | | 9,000 |
| | | | | |

| | | | |
|-----|--|--------|--------|
| | え2.5リットル以下のもの | | |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | | 10,000 |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | | 11,500 |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | | 13,500 |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | | 15,500 |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | | 17,500 |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | | 22,000 |
| (4) | 車体車両重量が5トン以下のトラック用いっく車重量が5トンを超える10トン以下で最大の積載量が10トンの定めのないもの | 2,500 | 3,000 |
| | トラック用いっく車重量が5トンを超える10トン以下で最大の積載量が10トンの定めのないもの | 5,000 | 6,500 |
| | 積載量が10トンを超え15トン以下のもの | 7,500 | 10,500 |
| | 車両重量が15トン | 10,000 | 13,500 |

| | | | | | |
|--|--|--------|------------|---|--|
| | | | を超える もの | | |
| | | その他のもの | | 自動車の種類 及び構造区分 によりそれぞ れ前各項又は 前各号に該当 する自動車に ついて定めら れた額 | |

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消

費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので
 施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

| 自動車の種類等 | | 税率（年額） | | |
|---|---------------------------|----------------------|--------|--------|
| | | 営業用 | 自家用 | |
| 1 乗 用車 （三 輪の 小型 自動 車に 属す るも のを 除 く。） | 総排気量が1リットル以下のもの | 円 | 円 | |
| | | 4,000 | 12,500 | |
| | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 4,500 | 15,500 | |
| | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 5,000 | 18,000 | |
| | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 7,000 | 22,000 | |
| | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 8,000 | 25,000 | |
| | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 9,000 | 28,500 | |
| | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 10,500 | 33,000 | |
| | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 12,000 | 38,000 | |
| | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 14,000 | 43,500 | |
| | 総排気量が6リットルを超えるもの | 20,500 | 55,000 | |
| | 2 ト ラッ ク | 最大積載量が1トン以下のもの | 3,500 | 4,000 |
| | | 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの | 4,500 | 6,000 |
| | | 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの | 6,000 | 8,000 |
| | | 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの | 7,500 | 10,500 |
| | | | | |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| もの | | | |
| 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの | | 9,500 | 13,000 |
| もの | | | |
| 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの | | 11,000 | 15,000 |
| もの | | | |
| 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの | | 13,000 | 17,500 |
| もの | | | |
| 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの | | 15,000 | 20,500 |
| もの | | | |
| 最大積載量が8トンを超えるもの | | 15,000 | 20,500 |
| | | 円に最 大積載 量が8 トン を超える 1トン までご とに 2,400 円を加 算した 額 | 円に最 大積載 量が8 トン を超える 1トン までご とに 3,200 円を加 算した 額 |
| 最大乗 車定員 が4人 以上の もの | 総排気量が1 リットル以下 のもの | 最大積 載量に 応じた 年額に 1,800 円を加 算した 額 | 最大積 載量に 応じた 年額に 2,600 円を加 算した 額 |
| | 総排気量が1 リットルを超 え1.5リット ル以下のもの | 最大積 載量に 応じた 年額に 2,300 円を加 算した 額 | 最大積 載量に 応じた 年額に 3,200 円を加 算した 額 |
| | 総排気量が 1.5リットル | 最大積 載量に | 最大積 載量に |
| | | | |

| | | を超えるもの | 応じた 年額に 3,200 円を加 算した 額 | 応じた 年額に 4,000 円を加 算した 額 |
|---|---|--|--|--|
| 3 | バ | (1) 乗車定員が30 人以下のもの | 6,000 | 6,000 |
| | ス | 乗合 用バ ス及 び通 学又 は通 園用 バス | 乗車定員が30 人を超え40人 以下のもの 乗車定員が30 人を超え40人 以下のもの 乗車定員が40 人を超え50人 以下のもの 乗車定員が50 人を超え60人 以下のもの 乗車定員が60 人を超え70人 以下のもの 乗車定員が70 人を超え80人 以下のもの 乗車定員が80 人を超えるも の | 7,500 7,500 9,000 9,000 10,000 10,000 11,500 11,500 13,000 13,000 14,500 14,500 |
| | | (2) 乗車定員が30 人以下のもの | 13,500 | 16,500 |
| | | その 他の バス | 乗車定員が30 人を超え40人 以下のもの 乗車定員が40 人を超え50人 以下のもの 乗車定員が50 人を超え60人 以下のもの 乗車定員が60 人を超え70人 以下のもの 乗車定員が70 人を超え80人 以下のもの 乗車定員が80 | 16,000 20,500 19,000 24,500 22,000 28,500 25,500 33,000 28,500 37,000 32,000 41,500 |

| | | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------|--------|--------|
| | | 人を超えるもの | | |
| 4 | 三輪の小型自動車 | | 2,500 | 3,000 |
| 5 | けん引もの 小型自動車に属する自動車 | | 4,000 | 5,500 |
| | 普通自動車に属するもの | | 8,000 | 10,500 |
| 6 | 特種用途車 | (1) 普通自動車に属するもの | 6,500 | 7,500 |
| | | 霊柩車 | 3,000 | 3,500 |
| | | 小型自動車に属するもの | | |
| | | (2) 普通自動車に属するもの | 6,500 | 7,500 |
| | | ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いているもの | 3,000 | 3,500 |
| | | 普通自動車に属するもの | 13,000 | |
| | | キャンピングカー | 9,500 | |
| | | 総排気量が1リットル以下のもの | | 10,000 |
| | | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | | 12,500 |
| | | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | | 14,500 |
| | | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | | 17,500 |

| | | | | |
|-------|--|---|--------|--------|
| | | ル以下のもの | | |
| | | 総排気量が 2.5リットル を超え3リッ トル以下のも の | | 20,000 |
| | | 総排気量が3 リットルを超 え3.5リット ル以下のもの | | 23,000 |
| | | 総排気量が 3.5リットル を超え4リッ トル以下のも の | | 26,500 |
| | | 総排気量が4 リットルを超 え4.5リット ル以下のもの | | 30,500 |
| | | 総排気量が 4.5リットル を超え6リッ トル以下のも の | | 35,000 |
| | | 総排気量が6 リットルを超 えるもの | | 44,000 |
| (4) | 車体 | 車両重量 | 4,500 | 6,000 |
| | その形が5トン 他の状が以下のも 用にトラの | | | |
| | 用いック | 車両重量 | 9,500 | 13,000 |
| | るものに類が5トン のするを超え10 ものトン以下 で最のもの | | | |
| | 大積 | 車両重量 | 15,000 | 20,500 |
| | 載量が10トン の定を超え15 めのトン以下 ないのもの | | | |
| | もの | 車両重量 | 19,500 | 26,500 |
| | | が15トン を超える | | |

| | | | |
|--|--|--------|---|
| | | もの | |
| | | その他のもの | 自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額 |

第15条の3の2 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）第2条の規定による改正前の山形県県税条例（以下この項において「平成29年改正前の県税条例」という。）第132条第1項若しくは第3項の規定により平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第132条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて同月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | 税率（年額） |
|---------------|--------|
| 乗用車 | 円 |
| （三輪以下のもの又は電気自 | 29,500 |
| の小型自動車 | |
| 自動車 | 34,500 |
| に属す | |
| をを超え1.5リットル以 | |
| 下のもの | |
| を 除 | 39,500 |
| く。） | |
| 総排気量が1.5リット | |
| ルを超え2リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が2リットル | 45,000 |
| をを超え2.5リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が2.5リット | 51,000 |
| ルを超え3リットル以 | |

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 下のもの | |
| 総排気量が3リットル を超え3.5リットル以 下のもの | 58,000 |
| 下のもの | |
| 総排気量が3.5リット ルを超え4リットル以 下のもの | 66,500 |
| 下のもの | |
| 総排気量が4リットル を超え4.5リットル以 下のもの | 76,500 |
| 下のもの | |
| 総排気量が4.5リット ルを超え6リットル以 下のもの | 88,000 |
| 下のもの | |
| 総排気量が6リットル を超えるもの | 111,000 |

2. 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条及び前項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | 税率（年額） |
|-----------------------------------|--------|
| 乗用車 | 円 |
| （三輪以下のもの | 33,900 |
| の小型 | |
| 自動車 | 39,600 |
| に属す | |
| るもの | |
| を除 | 45,400 |
| く。） | |
| 下のもの | |
| 総排気量が2リットル を超え2.5リットル以 下のもの | 51,700 |
| 下のもの | |
| 総排気量が2.5リット ルを超え3リットル以 下のもの | 58,600 |
| 下のもの | |
| 総排気量が3リットル を超え3.5リットル以 下のもの | 66,700 |
| 下のもの | |
| 総排気量が3.5リット | 76,400 |

| | |
|---------------------------|---------|
| ルを超え4リットル以下のもの | |
| 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 87,900 |
| 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 101,200 |
| 総排気量が6リットルを超えるもの | 127,600 |

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、第136条及び第1項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | 税率（年額） |
|---------------------------|------------|
| 乗用車（三輪以下のもの又は電気自の小型自動車 | 円 7,500 |
| 自動車に属するものを除く。） | 9,000 |
| 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 10,000 |
| 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 11,500 |
| 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 13,000 |
| 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 14,500 |
| 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | |

| | |
|---------------------------|--------|
| 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 17,000 |
| 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 19,500 |
| 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 22,000 |
| 総排気量が6リットルを超えるもの | 28,000 |

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、第136条及び第1項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | 税率（年額） |
|---------------------------|--------|
| 乗用車（三輪以下のもの） | 円 |
| の小型自動車に属するものを除く。） | 15,000 |
| 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 17,500 |
| 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 20,000 |
| 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 22,500 |
| 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 25,500 |
| 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 29,000 |

| | |
|---------------------------|--------|
| 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 33,500 |
| 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 38,500 |
| 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 44,000 |
| 総排気量が6リットルを超えるもの | 55,500 |

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第138条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(第140条から第141条までの規定を除

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に
 係る譲渡期限の延長等の特例)
 第21条の2

く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付す
 べき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、
 これに100分の10の割合を乗じて計算した金額
 を加算した金額とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲
 渡期限の延長等の特例)

第21条の2 その有する家屋でその居住の用に供
 していたものが警戒区域設定指示等(震災特例
 法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指
 示等をいう。以下この条において同じ。)が行
 われた日において当該警戒区域設定指示等の対
 象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が
 行われたことによりその居住の用に供すること
 ができなくなつた県民税の所得割の納税義務者
 が、当該居住の用に供することができなくなつ
 た家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に
 供されている土地等(同条第1項に規定する土
 地等をいう。以下この条において同じ。)の譲
 渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲
 渡をいう。以下この条において同じ。)をした
 場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
 げる字句として、附則第4条、附則第4条の2
 又は附則第10条から附則第12条までの規定を適
 用する。

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 附則第 4条第 1項 | 法附則第 4条第1 項第1号 | 法附則第44条の2第 1項の規定により読 み替えて適用される 法附則第4条第1項 第1号 |
| 附則第 4条第 2項 | 法附則第 4条第3 項 | 法附則第44条の2第 1項の規定により適 用される法附則第4 条第3項 |
| 附則第 4条第 3項 | 法附則第 4条第1 項第2号 | 法附則第44条の2第 1項の規定により適 用される法附則第4 条第1項第2号 |
| | 法附則第 4条第3 項 | 法附則第44条の2第 1項の規定により適 用される法附則第4 条第3項 |
| | 法附則第 | 法附則第44条の2第 |

| | | |
|----------------------------|--------------------------------------|--|
| | 4 条 第 7 項 第 2 号 | 1 項の規定により適 用される法附則第 4 条第 7 項第 2 号 |
| 附則第 4 条の 2 第 1 項 | 法 附 則 第 4 条 の 2 第 1 項 第 1 号 | 法附則第 44 条の 2 第 1 項の規定により読 み替えて適用される 法附則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号 |
| 附則第 4 条の 2 第 2 項 | 法 附 則 第 4 条 の 2 第 3 項 | 法附則第 44 条の 2 第 1 項の規定により適 用される法附則第 4 条の 2 第 3 項 |
| 附則第 4 条の 2 第 3 項 | 法 附 則 第 4 条 の 2 第 1 項 第 2 号 | 法附則第 44 条の 2 第 1 項の規定により適 用される法附則第 4 条の 2 第 1 項第 2 号 |
| | 法 附 則 第 4 条 の 2 第 3 項 | 法附則第 44 条の 2 第 1 項の規定により適 用される法附則第 4 条の 2 第 3 項 |
| | 法 附 則 第 4 条 の 2 第 7 項 第 2 号 | 法附則第 44 条の 2 第 1 項の規定により適 用される法附則第 4 条の 2 第 7 項第 2 号 |
| 附則第 10 条第 1 項 | 第 35 条 第 1 項 | 第 35 条第 1 項（震災特 例法第 11 条の 7 第 1 項の規定により適用 される場合を含む。） |
| | 同 法 第 31 条 第 1 項 | 租税特別措置法第 31 条第 1 項 |
| 附則第 10 条の 2 第 3 項 | 第 35 条 の 2 まで、第 36 条 の 5 | 第 34 条の 3 まで、第 35 条（震災特例法第 11 条 の 7 第 1 項の規定に より適用される場合 を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しく は第 36 条の 5（これら の規定が震災特例法 第 11 条の 7 第 1 項の 規定により適用され る場合を含む。） |
| 附則第 11 条第 1 項 | 租 税 特 別 措 置 法 第 31 条 の 3 | 震災特例法第 11 条の 7 第 1 項の規定によ り適用される租税特 |

| | | |
|-----------|------------------|--|
| | 第1項 | 別措置法第31条の3 第1項 |
| 附則第11条第2項 | 法附則第34条の3 第2項 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第34条の3第2項 |
| 附則第12条第1項 | 第35条第1項 | 第35条第1項(震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。) |
| | 同法第32条第1項 | 租税特別措置法第32条第1項 |

2. その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

1 その有していた家屋でその居住の用に供して
いたものが東日本大震災により滅失（震災特例
法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによつて
その居住の用に供することができなくなつた県
民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした
当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同
項に規定する土地等をいう。以下この条におい
て同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6
項に規定する譲渡をいう。以下この条において
同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げ
る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、
附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10
条から附則第12条までの規定を適用する。

| | | |
|--------------------|----------------------------|--|
| 附則第4 条第1項 | 法附則第 4条第1 項第1号 | 法附則第44条の2 第1項の規定によ り読み替えて適用 される法附則第4 条第1項第1号 |
| 附則第4 条第2項 | 法附則第 4条第3 項 | 法附則第44条の2 第1項の規定によ り適用される法附 則第4条第3項 |
| 附則第4 条第3項 | 法附則第 4条第1 項第2号 | 法附則第44条の2 第1項の規定によ り適用される法附 則第4条第1項第 2号 |
| | 法附則第 4条第3 項 | 法附則第44条の2 第1項の規定によ り適用される法附 則第4条第3項 |
| | 法附則第 4条第7 項第2号 | 法附則第44条の2 第1項の規定によ り適用される法附 則第4条第7項第 2号 |
| 附則第4 条の2第 1項 | 法附則第 4条の2 第1項第 1号 | 法附則第44条の2 第1項の規定によ り読み替えて適用 される法附則第4 条の2第1項第1 号 |

3 その有していた家屋でその居住の用に供して
いたものが東日本大震災により滅失（震災特例
法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりそ
の居住の用に供することができなくなつた県民
税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当
該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡
をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4
条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附
則第12条までの規定を適用する。

| | | |
|------------------------|----------------------------|--|
| 附則第 4条第 1項 | 法附則第 4条第1 項第1号 | 法附則第44条の2 第3項の規定によ り読み替えて適用 される法附則第4 条第1項第1号 |
| 附則第 4条第 2項 | 法附則第 4条第3 項 | 法附則第44条の2 第3項の規定によ り適用される法附 則第4条第3項 |
| 附則第 4条第 3項 | 法附則第 4条第1 項第2号 | 法附則第44条の2 第3項の規定によ り適用される法附 則第4条第1項第 2号 |
| | 法附則第 4条第3 項 | 法附則第44条の2 第3項の規定によ り適用される法附 則第4条第3項 |
| | 法附則第 4条第7 項第2号 | 法附則第44条の2 第3項の規定によ り適用される法附 則第4条第7項第 2号 |
| 附則第 4条の 2第1 項 | 法附則第 4条の2 第1項第 1号 | 法附則第44条の2 第3項の規定によ り読み替えて適用 される法附則第4 条の2第1項第1 号 |

| | | |
|----------------|----------------|--|
| 附則第4条の2第2項 | 法附則第4条の2第3項 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項 |
| 附則第4条の2第3項 | 法附則第4条の2第1項第2号 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第1項第2号 |
| | 法附則第4条の2第3項 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項 |
| | 法附則第4条の2第7項第2号 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号 |
| 附則第5条の4第1項第2号口 | 第31条の3 | 第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第5条の4第3項 | 法附則第5条の4第3項 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第5条の4第3項 |
| 附則第10条第1項 | 第35条第1項 | 第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| | | - 略 - |

| | | |
|----------------|----------------|--|
| 附則第4条の2第2項 | 法附則第4条の2第3項 | 法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第3項 |
| 附則第4条の2第3項 | 法附則第4条の2第1項第2号 | 法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第1項第2号 |
| | 法附則第4条の2第3項 | 法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第3項 |
| | 法附則第4条の2第7項第2号 | 法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号 |
| 附則第5条の4第1項第2号口 | 第31条の3 | 第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第5条の4第3項 | 法附則第5条の4第3項 | 法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第3項 |
| 附則第10条第1項 | 第35条第1項 | 第35条第1項（震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。） |
| | | - 略 - |

| | | |
|-------------|------------------------|--|
| 附則第10条の2第3項 | 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5 | 第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第11条第1項 | 租税特別措置法第31条の3第1項 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項 |
| 附則第11条第2項 | 法附則第34条の3第2項 | 法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第34条の3第2項 |
| 附則第12条第1項 | 第35条第1項 | 第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| | | - 略 - |

| | | |
|-------------|------------------------|--|
| 附則第10条の2第3項 | 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5 | 第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第11条第1項 | 租税特別措置法第31条の3第1項 | 震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項 |
| 附則第11条第2項 | 法附則第34条の3第2項 | 法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第34条の3第2項 |
| 附則第12条第1項 | 第35条第1項 | 第35条第1項（震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。） |
| | | - 略 - |

2 その有していた家屋でその居住の用に供して 4 その有していた家屋でその居住の用に供して

いたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

3 前2項の規定は、法附則第44条の2第3項に定める場合に限り、適用する。

いたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

5 前各項の規定は、法附則第44条の2第5項に定める場合に限り、適用する。

（東日本大震災に係る対象区域内自動車等の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第25条 法附則第53条の2第2項第1号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び次条第4項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等（以下この項及び次条第4項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第132条の2第1項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び次条第1項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53

条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び次条第4項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

（東日本大震災に係る対象区域内自動車等の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の種別割の納税義務の免除等）

第26条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第54条第1項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第132条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定す

る旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

第3条関係（山形県県税条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>（総合支庁の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第6条 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の2の規定によつて、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、自動車税の種別割に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものを除く。）にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁（納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁）の長に、その他の県税（法第23条第1項第14号に規定する利子等（以下この章及び次章第1節において「利子等」という。）、同項第15号に規定する特定配当等（以下この章及び次章第1節において「特定配当等」という。）及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この章及び次章第1節において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る県民税、地方消費税並びに県たばこ税を除く。）に係るものにあつては当該県税の課税地を所管する総合支庁（自動車税の環境性能割に係るもの及び自動車税の種別割に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものに限る。）であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁）の長に委任する。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>（1）～（4） - 略 -</p> <p>2 及び 3 - 略 -</p> <p>（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> | <p>（総合支庁の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第6条 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の2の規定によつて、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、自動車税の種別割に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの、<u>同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するもの及び第139条の5の規定により地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第9条の16に規定する方法によつて徴収するものを除く。</u>）にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁（納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁）の長に、その他の県税（法第23条第1項第14号に規定する利子等（以下この章及び次章第1節において「利子等」という。）、同項第15号に規定する特定配当等（以下この章及び次章第1節において「特定配当等」という。）及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この章及び次章第1節において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る県民税、地方消費税並びに県たばこ税を除く。）に係るものにあつては当該県税の課税地を所管する総合支庁（自動車税の環境性能割に係るもの及び自動車税の種別割に係るもの（第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの、<u>同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するもの及び第139条の5の規定により施行規則第9条の16に規定する方法によつて徴収するものに限る。</u>）であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁）の長に委任する。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>（1）～（4） - 略 -</p> <p>2 及び 3 - 略 -</p> <p>（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> |

第38条の3 - 略 -

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第317条の3の2第2項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第2項に規定する異動の内容その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第2条の3の3第2項に規定する事項を記載した申告書を、給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 - 略 -

（環境性能割の市町村に対する交付）

第135条の13 県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令第44条の7で定める率を乗じて得た額の100分の47に相当する額を、施行令第44条の8で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第9条の8に規定するものを除く。）の延長及び面積に按分して交付する。

附 則

（自動車税の種別割の税率の特例）

第15条の3 - 略 -

2及び3 - 略 -

第15条の3の2 - 略 -

2 - 略 -

第38条の3 - 略 -

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第317条の3の2第2項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第2項に規定する異動の内容その他施行規則第2条の3の3第2項に規定する事項を記載した申告書を、給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 - 略 -

（環境性能割の市町村に対する交付）

第135条の13 県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令第44条の7で定める率を乗じて得た額の100分の43に相当する額を、施行令第44条の8で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第9条の8に規定するものを除く。）の延長及び面積に按分して交付する。

附 則

（自動車税の種別割の税率の特例）

第15条の3 - 略 -

2及び3 - 略 -

4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの（以下この項において「自家用の乗用車等」という。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、同項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

（1）自家用の乗用車

（2）特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないものを除く。）

第15条の3の2 - 略 -

2 - 略 -

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、第136条及び第1項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

(削る)

| 自動車の種類等 | 税率(年額) |
|---------------------------|--------|
| 乗用車 | 円 |
| (三輪以下のもの又は電気自 | 7,500 |
| の小型自動車 | |
| 自動車 | 9,000 |
| に属す | |
| るもの | |
| を 除 | 10,000 |
| く。) 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が2リットル | 11,500 |
| を超え2.5リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が2.5リット | 13,000 |
| ルを超え3リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が3リットル | 14,500 |
| を超え3.5リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が3.5リット | 17,000 |
| ルを超え4リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が4リットル | 19,500 |
| を超え4.5リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が4.5リット | 22,000 |
| ルを超え6リットル以 | |
| 下のもの | |
| 総排気量が6リットル | 28,000 |

| | | |
|--|--------|--|
| | を超えるもの | |
|--|--------|--|

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第138条の2第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、第136条及び第1項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、同表の税率の欄に定める額とする。

| 自動車の種類等 | 税率（年額） |
|--------------------------|--------|
| 乗用車 | 円 |
| （三輪以下のもの | 15,000 |
| の小型 | 17,500 |
| 自動車 | |
| をを超え1.5リットル以下に属するものを除く。） | |
| 下のもの | 20,000 |
| 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下 | |
| のものを | 22,500 |
| 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下 | |
| のものを | 25,500 |
| 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下 | |
| のものを | 29,000 |
| 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下 | |
| のものを | 33,500 |
| 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下 | |
| のものを | 38,500 |
| 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下 | |
| のものを | 44,000 |
| 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下 | |
| のものを | 55,500 |
| 総排気量が6リットル | |

| | | |
|--|--------|--|
| | を超えるもの | |
|--|--------|--|

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 - 略 -

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項から第4項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 - 略 -

第4条関係(山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年6月県条例第43号)の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(山形県県税条例の一部改正)</p> <p>第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。</p> <p>- 略 -</p> <p>第67条を削り、第67条の2を第67条とし、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(法人の事業税の市町村に対する交付)</p> <p>第67条の2 施行令第35条の4の6で定めるところにより、県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令第35条の4の5で定める率を乗じて得た額を統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付する。</p> <p>- 略 -</p> <p>附 則</p> <p>1～3 - 略 -</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>4及び5 - 略 -</p> | <p>(山形県県税条例の一部改正)</p> <p>第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。</p> <p>- 略 -</p> <p>第67条を削り、第67条の2を第67条とし、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(法人の事業税の市町村に対する交付)</p> <p>第67条の2 施行令第35条の4の7で定めるところにより、県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令第35条の4の5で定める率を乗じて得た額を統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付する。</p> <p>- 略 -</p> <p>附 則</p> <p>1～3 - 略 -</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>4及び5 - 略 -</p> |

- | | |
|--|---|
| <p>6 平成32年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「<u>施行令第35条の4の6</u>」とあるのは「<u>地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の6</u>」と、「に施行令」とあるのは「<u>に地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される施行令</u>」と、「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額」とする。</p> <p>7 平成33年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「<u>施行令第35条の4の6</u>」とあるのは「<u>地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第4条第3項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の6</u>」と、「従業者数」とあるのは「<u>従業者数及び市町村民税の法人税割額</u>」とする。</p> <p>8 平成34年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「<u>施行令第35条の4の6</u>」とあるのは「<u>地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第4条第4項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の6</u>」と、「従業者数」とあるのは「<u>従業者数及び市町村民税の法人税割額</u>」とする。</p> | <p>6 平成32年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「<u>施行令第35条の4の7</u>」とあるのは「<u>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の7</u>」と、「に施行令」とあるのは「<u>に同項の規定により読み替えて適用される施行令</u>」と、「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額」とする。</p> <p>7 平成33年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「<u>施行令第35条の4の7</u>」とあるのは「<u>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の7</u>」と、「従業者数」とあるのは「<u>従業者数及び市町村民税の法人税割額</u>」とする。</p> <p>8 平成34年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「<u>施行令第35条の4の7</u>」とあるのは「<u>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）附則第3条第3項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の7</u>」と、「従業者数」とあるのは「<u>従業者数及び市町村民税の法人税割額</u>」とする。</p> |
|--|---|

第5条関係（山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>（山形県県税条例の一部改正）</p> <p>第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">- 略 -</p> <p>第132条を次のように改める。</p> <p>（自動車税の納税義務者等）</p> <p>第132条 自動車税は、<u>自動車</u>に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。</p> <p>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造</p> | <p>（山形県県税条例の一部改正）</p> <p>第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">- 略 -</p> <p>第132条を次のように改める。</p> <p>（自動車税の納税義務者等）</p> <p>第132条 自動車税は、<u>自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。）</u>に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。</p> <p>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造</p> |

により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

- 略 -

附則第15条の3の見出し中「税率」を「種別割の税率」に改め、同条第1項中「（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「規定するものをいう。以下この条において同じ。」を「規定するものをいう。」に改め、「次項第3号において同じ。」を削り、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「一般乗合用バス」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第132条の2第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第135条の3第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項の表3バスの項中

「(1)通学又は通園用のもの」を「(1)通学又は通園用のバス」に改め、

同条第2項及び第3項を削る。

附 則

（自動車税に関する経過措置）

3 及び 4 - 略 -

5 第2条の規定による改正後の山形県県税条例

により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

- 略 -

附則第15条の3の見出し中「税率」を「種別割の税率」に改め、同条第1項中「（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）」を削り、「規定するものをいう。次項第2号において同じ。」を「規定するものをいう。」に改め、「次項第3号において同じ。」を削り、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「一般乗合用バス」に、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第132条の2第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第135条の3第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表3バスの項中

「(1)通学又は通園用のもの」を「(1)通学又は通園用のバス」に改め、

同条第2項及び第3項を削る。

附 則

（自動車税に関する経過措置）

3 及び 4 - 略 -

5 第2条の規定による改正後の山形県県税条例

(次項において「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

6 - 略 -

(以下「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

6 - 略 -

7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割に係る新条例第138条の2第4項の規定の適用については、同項ただし書中「、この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月県条例第12号)第2条の規定による改正前の山形県県税条例(以下この項において「平成29年改正前の県税条例」という。)」第132条の2その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成29年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されないとき」とする。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第2条の規定による改正前の山形県県税条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される平成31年度分までの自動車税の徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

8 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた第2条の規定による改正前の山形県県税条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される平成31年度分までの自動車税の徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

第6条関係(山形県県税条例等の一部を改正する条例(平成30年7月県条例第48号)の一部改正)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(山形県県税条例の一部改正)</p> <p>第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。</p> <p>- 略 -</p> <p>第45条に次の3項を加える。</p> <p>4 法第53条第47項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、<u>法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織</u>を使用し、かつ、地方税共同機構(第6項において「機構」という。)を經由して行</p> | <p>(山形県県税条例の一部改正)</p> <p>第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。</p> <p>- 略 -</p> <p>第45条に次の4項を加える。</p> <p>4 法第53条第47項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第6項において「申告書記載事項」という。)を、<u>地方税関係手続用電子情報処理組織(法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条及び第67条の7の2において同</u></p> |

う方法その他規則で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

5 - 略 -

6 第4項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

- 略 -

第67条の7の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第67条の7の2 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）であつて前条各項に規定する事業者は、同条各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、同条各項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、規則で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第3項において「機構」という。）を経由して行う方法その他規則で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2及び3 - 略 -

じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（同項及び同条において「機構」という。）を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

5 - 略 -

6 第4項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

7 第4項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。

- 略 -

第67条の7の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第67条の7の2 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）であつて前条各項に規定する事業者は、同条各項の規定による申告書（以下この項、次項及び第4項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、同条各項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、規則で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2及び3 - 略 -

4 第1項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適

- 略 -

附則第13条の5後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項及び第2項の規定による申告に係るこれらの規定並びに第67の7の2第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| - 略 - | | |
|-------------|--|---|
| 第67条の7の2第1項 | 法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第3項において「機構」という。)を経由して行う方法その他規則で定める方法により知事に | あらかじめ税務署長に届け出ている電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として規則で定める方法により |
| 第67条の7の2第3項 | 知事 | 税務署長 |

用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。

- 略 -

附則第13条の5後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項及び第2項の規定による申告に係るこれらの規定並びに第67の7の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| - 略 - | | |
|-------------|---|---|
| 第67条の7の2第1項 | 地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により知事に | あらかじめ税務署長に届け出ている電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として規則で定める方法により |
| 第67条の7の2第3項 | 知事 | 税務署長 |
| 第67条の7の2第4項 | 第1項 かつ、同項 知事の | 消費税法第46条の2第1項 かつ、第1項 その納税地を所轄する税務署長 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) - 略 -

(3) 第1条中県税条例第9条第2項第3号及び第29条第6項の改正規定、県税条例第45条に3項を加える改正規定、県税条例第56条第2項及び第67条の3第2項の改正規定並びに県税条例第67条の7の次に1条を加える改正規定並びに県税条例附則第3条の3第1項の改正規定(第5号に掲げる改正規定を除く。)並びに県税条例附則第5条の4第1項第3号、第5条の4の2第1項第2号及び第13条の5の改正規定並びに附則第5項及び第8項の規定 平成32年4月1日

(4)～(6) - 略 -

| | |
|-----|---------|
| | の |
| 知事が | 当該税務署長が |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) - 略 -

(3) 第1条中県税条例第9条第2項第3号及び第29条第6項の改正規定、県税条例第45条に4項を加える改正規定、県税条例第56条第2項及び第67条の3第2項の改正規定並びに県税条例第67条の7の次に1条を加える改正規定並びに県税条例附則第3条の3第1項の改正規定(第5号に掲げる改正規定を除く。)並びに県税条例附則第5条の4第1項第3号、第5条の4の2第1項第2号及び第13条の5の改正規定並びに附則第5項及び第8項の規定 平成32年4月1日

(4)～(6) - 略 -

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、過疎地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成31年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「適用設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあっては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)及び(3) - 略 -</p> | <p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、過疎地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和3年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「適用設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあっては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)及び(3) - 略 -</p> |

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)で定めるところ</p> | <p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)で定めるところ</p> |

により計算した額に対して課する事業税

(2) 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税(不均一課税の要件)

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

により計算した額に対して課する事業税

(2) 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税(不均一課税の要件)

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。